

独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱

(平成 27 年 4 月 1 日平成 27 年度要綱第 1 号)

改正 平成 29 年 3 月 31 日平成 28 年度要綱第 31 号 平成 30 年 3 月 30 日平成 29 年度要綱第 37 号
平成 31 年 3 月 27 日平成 30 年度要綱第 16 号 令和 2 年 3 月 27 日令和元年度要綱第 24 号
令和 3 年 3 月 26 日令和 2 年度要綱第 34 号

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金を財源として行う競技力向上事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるため、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成 15 年度規則第 1 号。以下「業務方法書」という。)第 8 条の規定に基づき、この要綱を定める。

2 センターが行う助成金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)及び同法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象となる事業等)

第 2 条 この助成金は、競技団体等が行う選手強化事業を戦略的に支援することで、もって我が国のスポーツに関する国際競技力の向上に資することを目的とする。

2 この助成金による助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)及び助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)並びに助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は別記 1 及び 2 に定めるとおりとし、財源の範囲内で助成金を交付する。

3 国費(国費を財源とする資金を含む。)、スポーツ振興基金助成金、スポーツ振興くじ助成金又は公営競技等の収益による資金の支給を受けて行う事業等は、助成の対象としない。

4 助成対象期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(交付の申請)

第 3 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、あらかじめ助成金交付申請書を別に定めるところに従い、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(交付の決定)

第 4 条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があった場合において、審査の結果、助成金を交付すべきと認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付申請者(前条の助成金交付申請書を提出した者をいう。以下同じ。)に助成金交付決定通知書を送付する。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

3 理事長は、審査の結果、助成金を交付しないと決定したものについては、助成金交付申請者にその旨を通知する。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の助成金交付決定通知書を受領した者(以下「助成事業者」という。)は、当該通知による助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受領した日から14日以内に、助成金交付申請取下げ書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の遂行)

第6条 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要綱に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業(助成金交付決定通知書を受領して行われる別記1及び2に掲げる助成対象事業をいう。以下同じ。)を行わなければならない。いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更の承認)

第7条 助成事業者は、助成対象経費の配分額を変更しようとするとき、又は助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。

(1) 第4条第1項の規定により認められた助成金の交付決定額に影響を及ぼさない範囲内で、別記1及び2に定める助成対象事業細目における助成事業ごとの助成対象経費の総額を変更する場合

(2) 助成事業者が助成金を財源の全部又は一部として補助する事業(以下「間接助成事業」という。)を行う者(以下「間接助成事業者」という。)において、第4条第1項の規定により認められた助成対象経費の配分額の総額に影響を及ぼさない範囲内で、助成対象事業細目ごとの助成対象経費の配分額を20%以内の額で変更する場合

(3) 助成事業の目的及び能率に関係がない事業計画の細部を変更する場合

2 理事長は、前項の計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めたものについて、計画変更の承認及び変更交付決定通知書を助成事業者に送付するものとする。

3 理事長は、前項の場合において、必要に応じ、計画変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(助成事業の中止又は廃止)

第8条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、助成事業中止(廃止)承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業遅延の報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 理事長は必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行及び収支等の状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(助成事業の遂行等の命令)

第11条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績が、助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書を助成事業者に送付するものとする。

(是正のための措置)

第14条 理事長は、第12条の報告を受けた場合において、その実績が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付の決定の取消し等)

第15条 理事長は、第8条の規定による助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に該当する場合は、第4条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成事業者が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件又はこの要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 助成金の交付の申請、計画変更又は実績の報告について不正の事実があった場合
- (3) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (4) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠惰その他不適当な行為をした場合
- (5) 助成事業者が、世界アンチ・ドーピング規程、日本アンチ・ドーピング規程又はスポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成31年3月文部科学大臣決定)を遵守していないと認められる場合
- (6) 助成事業者が、その他この要綱に違反した場合
- (7) 間接助成事業者が、当該助成金を間接助成事業以外の用途に使用した場合
- (8) 間接助成事業者が、間接助成事業に関して不正、怠惰その他不適当な行為をした場合
- (9) 間接助成事業者が、その他この要綱に違反した場合
- (10) 交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合

2 前項第1号から第10号の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第16条 理事長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

(加算金及び延滞金)

第17条 助成事業者は、第15条第1項第1号から第6号の理由により交付の決定を取り消され、前条第1項の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しなかったときは、助成事業者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成事業者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理等)

第18条 助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び器具については、別に定める期間内においては、理事長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 理事長は、前項の場合において、理事長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(助成金の経理)

第20条 助成事業者は、助成事業の経理について、収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにするとともに、当該収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(センターロゴマーク等の表示)

第21条 助成事業者は、助成事業の実施に際し、別に定めるところに従い、助成金による助成事業である旨の記載及びセンターのロゴマークの表示を行わなければならない。

(助成事業の公開等)

第22条 助成事業者は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開するものとする。

2 理事長は、助成事業により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また、非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(間接助成事業)

第23条 助成事業者は、間接助成事業者に補助を行うときは、第5条から第22条までの規定に準じて条件を付さなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日平成28年度要綱第31号)

- 1 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成28年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日平成29年度要綱第37号)

- 1 この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成30年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成29年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月27日平成30年度要綱第16号)

- 1 この要綱は、平成31年3月27日から施行し、平成31年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成30年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月27日令和元年度要綱第24号)

- 1 この要綱は、令和2年3月27日から施行し、平成31年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成30年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日令和2年度要綱第34号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱は、令和3年度以降に交付の決定を行う助成金から適用し、令和2年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

別記1

オリンピック選手等強化事業助成実施要項

1 目的

公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)及びJOC加盟競技団体が強化戦略プラン等に基づき、計画的かつ継続的に行う選手強化等の事業に対して助成を行うことにより、国際競技力の向上を図ることを目的とする。

2 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 選手強化事業

ア 選手強化活動事業

JOC加盟競技団体が行う計画的かつ継続的な選手強化事業(国内若しくは国外における強化合宿、国外で開催される対抗試合へのチームの派遣又は国内で開催される対抗試合への海外チームの招待)に対して補助を行う事業及び選手強化活動拠点を確保する事業

イ コーチ力強化事業

JOC加盟競技団体が行う強化選手及び強化スタッフの能力向上を目的とした海外の優秀なコーチの招聘又は一層の資質の向上と競技現場における情報の収集・分析を目的としたコーチの派遣(国内派遣に当たっては、国際競技大会及び国内会議に限る。)に対して補助を行う事業

ウ 次世代アスリート育成強化事業

JOC加盟競技団体のうちオリンピック競技団体が自ら作成する次世代アスリート育成・強化戦略に基づき、計画的かつ継続的に行う次世代アスリートの育成・強化事業(国内若しくは国外における強化合宿、国外で開催される対抗試合へのチームの派遣又は国内で開催される対抗試合への海外チームの招待)に対して補助を行う事業及び選手強化活動拠点を確保する事業

エ 感染症対策事業

JOC加盟競技団体が行う計画的かつ継続的な選手強化等の事業に際して、感染症対策の徹底を図るための事業に対して補助を行う事業

オ 新しい生活様式での選手強化活動事業

JOC加盟競技団体が行う計画的かつ継続的な選手強化等の事業に際して、リモートでの指導・トレーニング等「新しい生活様式」での選手強化活動を行うための事業に対して補助を行う事業

(2) コーチ設置事業

ア ナショナルコーチ等設置事業

中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動全般を統括するナショナルコーチ、アシスタントナショナルコーチを配置する事業

イ 専任コーチ等設置事業

合宿や大会に帯同して技術的・戦術的指導を行う専任コーチ等を配置する事業

ウ スタッフ会議開催事業

ナショナルコーチ等の情報共有・相互連携により強化事業の効果的推進を図ることを目的としたスタッフ会議を開催する事業

3 助成対象者

助成の対象となる者は、JOCとする。

4 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

5 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に別表に定める助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。
ただし、2(1)アに掲げる事業の実施に当たり、オリンピック等の出場権獲得に対する支援及び競技団体の自己負担の軽減支援を目的とする場合はこの限りではない。

なお、この場合の助成割合は、理事長が別に定める。

別表 1

助成対象者	区分	助成対象事業細目	助成対象経費	助成割合
JOC	選手強化事業	選手強化活動事業		原則 3 分の 2
		国内外合宿、チーム派遣・招待	補助を行う事業及び選手強化活動拠点を確保する事業にかかる諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費、保険料その他事業の実施に直接必要な経費	
		コーチ力強化事業		10 分の 10
		海外コーチ設置、コーチ派遣	補助を行う事業にかかる諸謝金、旅費、借料及び損料、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費、保険料その他事業の実施に直接必要な経費	
	次世代アスリート育成強化事業			
		国内外合宿、チーム派遣・招待	補助を行う事業及び選手強化活動拠点を確保する事業にかかる諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費、保険料その他事業の実施に直接必要な経費	
		感染症対策事業	補助を行う事業にかかる諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費、保険料その他事業の実施に直接必要な経費	
	新しい生活様式での選手強化活動事業			
	コーチ設置事業		諸謝金、賃金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費	10 分の 10
	ナショナルコーチ等設置事業			
	専任コーチ等設置事業			
		スタッフ会議開催事業		

パラリンピック選手等強化事業助成実施要項

1 目的

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下「JPSA」という。)及び日本パラリンピック委員会加盟競技団体(以下「JPC加盟競技団体」という。)が強化戦略プラン等に基づき、計画的かつ継続的に行う選手強化等の事業に対して助成を行うことにより、国際競技力の向上を図ることを目的とする。

2 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 選手強化事業

ア 選手強化活動事業

JPC加盟競技団体が行う計画的かつ継続的な選手強化事業(国内若しくは国外における強化合宿、国外で開催される対抗試合へのチームの派遣又は国内で開催される対抗試合への海外チームの招待)に対して補助を行う事業及び選手強化活動拠点を確保する事業

イ コーチ力強化事業

JPC加盟競技団体が行う強化選手及び強化スタッフの能力向上を目的とした海外の優秀なコーチの招聘又は一層の資質の向上と競技現場における情報の収集・分析を目的としたコーチの派遣(国内派遣に当たっては、国際競技大会及び国際会議に限る。)に対して補助を行う事業

ウ 次世代アスリート育成強化事業

JPC加盟競技団体のうちパラリンピック競技団体が自ら作成する次世代アスリート育成・強化戦略に基づき、計画的かつ継続的に行う次世代アスリートの育成・強化事業(国内若しくは国外における強化合宿、国外で開催される対抗試合へのチームの派遣又は国内で開催される対抗試合への海外チームの招待)に対して補助を行う事業及び選手強化活動拠点を確保する事業

エ 感染症対策事業

JPC加盟競技団体が行う計画的かつ継続的な選手強化等の事業に際して、感染症対策の徹底を図るための事業に対して補助を行う事業

オ 新しい生活様式での選手強化活動事業

JPC加盟競技団体が行う計画的かつ継続的な選手強化等の事業に際して、リモートでの指導・トレーニング等「新しい生活様式」での選手強化活動を行うための事業に対して補助を行う事業

(2) 加盟競技団体選手強化体制整備事業

JPC加盟競技団体における国際競技力の向上のための組織基盤強化事業に対して補助を行う事業

(3) コーチ設置事業

ア ナショナルコーチ設置事業

中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動全般を統括するナショナルコーチを配置する事業

イ 専任コーチ等設置事業

合宿や大会に帯同して技術的・戦術的指導を行う専任コーチ等を配置する事業

ウ スタッフ会議開催事業

専任コーチ等の情報共有・相互連携により強化事業の効果的推進を図ることを目的としたスタッフ会議を開催する事業

(4) 統括団体選手強化体制整備事業

J P S Aにおける国際競技力の向上のための組織基盤強化を図る事業

3 助成対象者

助成の対象となる者は、J P S Aとする。

4 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

5 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に別表に定める助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

別表2

助成対象者	区分	助成対象事業細目	助成対象経費	助成割合
J P S A	選手強化事業	選手強化活動事業		10分の10
		国内外合宿、チーム派遣・招待	補助を行う事業及び選手強化活動拠点を確保する事業にかかる諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費、保険料その他事業の実施に直接必要な経費	
		コーチ力強化事業		
		海外コーチ設置、コーチ派遣	補助を行う事業にかかる諸謝金、旅費、借料及び損料、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費、保険料その他事業の実施に直接必要な経費	
		次世代アスリート育成強化事業		
		国内外合宿、チーム派遣・招待	補助を行う事業及び選手強化活動拠点を確保する事業にかかる諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費、保険料その他事業の実施に直接必要な経費	
		感染症対策事業	補助を行う事業にかかる諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費、保険料その他事業の実施に直接必要な経費	
		新しい生活様式での選手強化活動事業		
	加盟競技団体選手強化体制整備事業	加盟競技団体選手強化体制整備事業	補助を行う事業にかかる諸謝金、賃金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費、保険料その他事業の実施に直接必要な経費	10分の10
	コーチ設置事業	ナショナルコーチ設置事業	諸謝金、賃金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費	10分の10
専任コーチ等設置事業				
スタッフ会議開催事業				
統括団体選手強化体制整備事業	統括団体選手強化体制整備事業	諸謝金、賃金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、備品費、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費、保険料、委託費その他事業の実施に直接必要な経費	10分の10	